

平成28年 第2回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成28年2月3日(水)  
開会 午後3時00分 閉会 午後5時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 吉岡正俊、社会教育課長 土出政信、  
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課庶務係長 田村真知子
- 6 議 事
  - (1) 議案第 2号 平成28年度「指導の重点」について
  - (2) 議案第 3号 平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について
  - (3) 議案第 4号 京丹後市奨学金条例の一部改正について
  - (4) 議案第 5号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
  - (5) 議案第 6号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
  - (6) 議案第 7号 京丹後市特定教育・保育における実費徴収に係る補足給付費支給要綱の制定について
  - (7) 議案第 8号 京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について
  - (8) 議案第 9号 京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について
  - (9) 議案第10号 京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の一部改正について
  - (10) 議案第11号 京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について
  - (11) 議案第12号 京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について
  - (12) 議案第13号 京丹後市病後児保育事業実施要綱の一部改正について

【追加議案 議案第14号】

  - (13) 議案第14号 京丹後市放課後子ども総合プラン行動計画編の策定について
- 7 そ の 他 諸報告
- 8 会 議 録 別添のとおり(全28頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成28年3月2日

委員長 小松慶三

署名委員 野木三司

- 〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 吉岡正俊、社会教育課長 土出政信、  
文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書記〕 教育総務課庶務係長 田村真知子

<小松委員長>

ただ今から「平成28年 第2回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

委員の皆様におかれましては京丹後市教育支援センター「麦わら」の視察、誠にありがとうございました。子どもたちのための、本当に親身になった活動のいろいろな形を見せていただき、安心させていただきました。この「麦わら」のいろいろな方々への認知が、より一層高まることを願っています。

次に米田教育長から、平成28年第1回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願い致します。

<米田教育長>

先ほどは教育支援センター「麦わら」の視察ご苦勞様でした。平成24年度の終盤に、「不登校対策支援室 絆」というのが、「京丹後市教育支援センター」と名前を変え、愛称を募集し、「麦わら」と決定しました。愛称は先生方に公募したのですが、応募してくれた教員は「子どもたちの大好きなアニメ“ワンピース”の主人公のトレードマークの麦わら帽子、主人公にとって麦わら帽子は「絆」の証です。このアニメに登場してくる「麦わらの一味」のように自由で、陽気な信頼関係が満ち溢れる教育支援センターを目指してほしいです。」とコメントしておられました。せっかくの機会ですので紹介を致しました。

さて、新年の式がつい先日のように思いますが、早2月を迎えました。中学校では高等学校入試を初めとする進路指導の本番を迎えています。ちょうど本日と明日が「前期選抜」の願書受付、2月16日が試験日となっています。前期選抜は高等学校によって違いますが、定員の10%～20%、専門学科によっては50%程度合格させる学校もあります。また、中期選抜、いわゆる今まで「入試」と言っていました一番大きなものですが、中期選抜は3月7日に入学試験が実施されます。中学校3年生は進路の決定に向けて正念場を迎えることになり、頑張っています。彼らはそれぞれの中学校で、いろいろな大きな行事や取組を、最上級生として一生懸命に力を出して大きな成果を上げてくれました。みなさんと健闘を祈りたいと思います。

これから年度末にかけて、委員長をはじめ委員の皆さんにも大変お世話になることとなります。特に2月～3月は人事異動の内申議決をしていただく臨時会をお世話になったり、吉原小学校、五箇小学校の閉校式、中学校の卒業式等の対応をお願いすることとなりますし、委員長さんには3月議会も控えています。年度末、重要な事案が次々と出てきますがよろしくお願いします。

本日は、平成28年度指導の重点の策定、いくつかの条例や規則、実施要綱の改正等について審議をいただきます。

来年度の指導の重点については、議決をいただきましたら、2月17日開催の校（園）長会議で説明をしたいと考えています。基本的には大きな変更はありませんが、「全面实施となる小中一貫教育の推進の視点」「それに伴い、保育所・幼稚園との係わりをクローズアップしたこと」「本年4月から施行となる“障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律”の趣旨を踏まえたこと」「丹後学の位置付け」等々、強調致しました。

よろしくお願いします。

それでは、この1ヶ月の動静について簡単にご報告致します。

#### 【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名しますのでお願いします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第2号「平成28年度「指導の重点」について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

学校教育の指導の重点については松本総括指導主事から、社会教育の指導の重点については土出社会教育課長から説明を致します。

〈松本総括指導主事〉

学校教育指導の重点と致しましては、昨年度のものと比較しております学校教育指導の重点「改正点比較対照表」を見ながらご確認いただけたらと思います。

昨年度、市の10カ年の教育振興計画が策定されましたので、それに合わせて項目立て等を統一しました。大きな変更はそこで行っており、本年度においては大きな項目立ての変更はしていませんが、来年度の小中一貫教育の全面実施を踏まえた改訂のポイントが多く入っていると思っています。ページごとに説明をさせていただきます。

まず4ページをご覧ください。「視点 10年間を見通した小中一貫教育の推進」というところにおいては、全ての学校が小中一貫教育校となることを踏まえたうえでの改正を行っています。ポイントは、小中一貫教育を全ての中学校区で進めるわけですから、その学園が小中一貫教育について評価をし、検証を進めていくというところを重視していきたいということで、そこを重点としてあげています。

5ページをご覧ください。その他、全面実施となるということで、これまで課題となっていた幼保から小学校への接続についても重視していかなければならないということで、その部分を太字下線で重点としてあげて、より強調するようにしています。

また、学園として保護者・地域と連携した教育を進めるうえで、各学園に、学校と地域が連携協議をする組織を設置することを進めていますので、来年度はそれをさらに積極的に進め、まだ設置されていない学園についても設置しながら進めるように重点として掲げています。

各校・園・所それぞれだけではなく、学園として積極的な啓発・発信を小中一貫教育についても進めていくという観点から、そうした部分についての文言も重点として掲げています。

次に、「重点1 就学前の子どもの教育・環境の充実」についての改正等です。8ページをご覧ください。これまで保育所・幼稚園については、指導の重点の中に管理職に係る部分を全て記述していましたが、管理職に係る部分については、「推進上の留意点」という、より詳細な部分で示すこととし、就学前のところにつきましても一定整理を行い、管理職に係る内容については「推進上の留意点」の方へ移動をして、より保育所・幼稚園の先生方が重視しなければならないところに焦点化した記述にしています。

1点目は、小中一貫教育を踏まえ、幼保でも規範意識の醸成を幼保の段階から保育の中で重視していただくように、幼稚園・保育所の教育について、そういう部分を強調しています。

次に、10ページ以降となりますが、「重点2 確かな学力と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の推進」についてです。今後求められていく力として、アクティブラーニングと言いまして、主体的に学ぶ力を付けていくということが、次期学習指導要領にも当然盛り込まれてくる内容で、今、盛んに求められる力として脚光を浴びているところです。事前にそういう内容を踏まえ、本市としても主体的な学習を進めていくというあたりを、「確かな学力」の部分に盛り込んだ形で追加したり、重点として掲げたりしているところです。

また、全国学力・学習状況調査など、テスト結果も十分踏まえて、きめ細かな学習指導の充実を各校・学園でも進めていくこと。併せて、家庭の協力も得て、家庭学習の充実も、学園として進めていくことを強調するために、その内容について太字下線で示しています。こちらから従来の各校での取組だけではなく、学園として共通の取組をすることで、確かな学力をより確かなものにしていくというところを強調しています。

次に、14ページをご覧ください。「重点3 子どもを健やかにはぐくむ教育環境の充実」ということで、特別支援教育についてです。先ほど教育長からもありましたように、この4月から障害者差別解消法が施行されます。これについては、保護者やその生徒たちのニーズに合わせて的確な支援を進めていくことが求められています。いわゆる合理的配慮をきちっと行っていくことが求められていますので、そうした法施行を踏まえた文言修正や強調点としているところです。

今後は就学指導においても保護者のニーズ等を的確に掴みながら、学校・園・所が保護者と一致しながら支援をしていく体制を、より充実させていくという部分を強調しています。

次に、「重点4 豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進」ということで、16ページ以降ですが、生徒指導に関する部分です。こちらも小中一貫教育の全面実施を踏まえ、小中一貫による取組を進める中で、教育活動の中で自己肯定感を高めていくことを強調していますし、不登校・いじめ・問題行動の早期対応や、家庭や関係機関との連携につきましても、各校・園はもちろんのこと、学園として連携した取組を進めていくところを強調し、変更点としています。

併せて18ページをご覧くださいと、道徳教育のところでも大きく強調や変更点をあげています。これは、主たる指導要領の改訂を踏まえても、学習指導要領は道徳の部分は一部改正され、特別な教科「道徳」として実施されるということの前倒しを進めても良いということになっていますので、そうした考える道徳、議論する道徳というものを今後進めていかなければならないという視点に沿って、文言の修正や、強調点をあげていますので、大幅な改正をしているところです。

20ページをご覧ください。「丹後学」につきましても、昨年は小・中の3学年でモデルカリキュラムを作成させていただきましたが、本年度末に小学校3年から中学校3年までの全ての学年のモデルカリキュラムが完成する予定になっていますので、全て揃ったということで積極的な活動をして、郷土への愛着と誇りをはぐくむ教育を充実させていこうということで強調点としてあげています。

以上、主なる改正点について概略を説明させていただきました。

#### <土出社会教育課長>

社会教育指導の重点を説明させていただきます。平成27年度と平成28年度の比較表に沿って説明させていただきます。

最初に、平成28年度 of 社会教育指導の重点は、平成27年度において第2次京丹後市総合計画及び京丹後市教育振興計画の体系に沿って体裁を整えました。そして、教育振興計画に基づいて事業を進めるために必要な項目を新たに設定するなど、大幅に改正しましたので、平成28年度につきましては、小規模な改正にとどめ、事業を継続することとしています。

まず1ページ、「はじめに」の部分です。前段での目的の中に、第2次総合計画に基づいた本市の将来像「ひと、みず、みどり 市民総参加で活躍するまち」の実現に向けて、郷土に誇りを持ち、夢と希望を持って未来に飛躍する人間性にあふれた人づくりを進めるということにしていますし、後段部分では教育振興計画で視点として掲げている「生涯にわたり主体的に学ぶことのできる環境づくりの推進」を引用しています。

2番目に、2ページ目と3ページ目になりますが、「生涯学習社会の実現」については、

昨年度に引き続き、推進体制の整備と必要課題の学習活動としています。新たに、自然資源を活用したウォーキングやトレッキング等の体験活動を具体的に進めようということで新たに追記をしています。

図書館・公民館につきましては、今年度に項目・目的等を整理したので同様としています。公民館の活動ですが、平成26年に公民館の再編を致しました。その関係で平成26年度、平成27年度につきましては、公民館連絡協議会の強化や地区公民館の運営支援を優先してきましたが、課題となっている中央公民館の運営体制の整備について早急に取り組む必要があると考えています。そのため、現在社会教育委員会議で検討いただいているところです。また、図書館につきましても市民の方からいろいろな要望なり意見をいただいています。今後のあり方について図書館協議会においても検討を進めていただいているところです。

4ページ以降、「人権教育の推進」の部分です。人権教育につきましては国民的課題ということは周知のとおりですが、社会教育におきましても必要課題であると思っています。今年度も引き続き、推進体制及び学習機会の充実を進めていくこととしています。

続きまして5ページから6ページ、「家庭・地域社会の教育の向上」の部分です。家庭教育は、社会教育における重要な課題として位置付けていまして、引き続き効果的な学習機会の提供に努めていきたいと思っています。特に、現在進めています家庭教育支援チームの活動を中心として、子育てをしている親が孤立したり不安を持ったりしないように、きめ細かい学習を進めていき、併せて交流の機会を充実させていきたいと考えています。

青少年健全育成につきましては、体験活動の継続と、3年目になります育成会の組織強化と活動の拡充を進めていきたいと考えています。

地域の教育力を高める成人教育の充実という項目の中では、予算的には公民館事業の中に計上しています。そのため、地域の活性化につながる事業の実施について地域公民館及び地区公民館へ提案しながら協力体制を取って進めていきたいと考えています。

7ページに「文化・芸術の振興」についてあげさせていただいています。平成27年度に新たな項目として「文化・芸術の振興」を設け、地域の文化活動の促進と芸術鑑賞の2項目で進めて参りました。引き続き、関係団体との協力体制のもと、平成28年度も進めていきたいと考えています。

続きまして7ページ、「文化財の保護と活用」の部分です。主な内容では、平成27年度に開催しました「大丹後展」の項目について削除しています。それと同時に新たに、丹後・東海地方の文化方言の調査を進めることによる交流促進や、丹後展を契機とした丹後の歴史の啓発を進める事業を検討することとしています。

8ページからは「生涯スポーツの推進」についてです。ここに新たに項目を追加させていただきました。教育振興計画及びスポーツ推進計画に基づいて、計画を進めるスポーツ推進体制の整備を新たな項目として設定しています。平成29年度にスポーツ推進計画の見直しを行うこととし、それに向けてアンケート調査を実施し、この計画の成果と課題を把握したいと思っています。また、昨年度から設けました健康・体力づくりや、競技力の向上及び施設の整備・充実とあわせて4項目で構成をしています。

最後に、「社会教育指導体制の充実」の部分では、昨年どおり職員の資質向上ということで、研修機会の拡充に努めていきたいと考えています。

社会教育の指導の重点につきましては以上です。

〈小松委員長〉

議案第2号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

毎年指導の重点を作成されて、取組んでいく姿がすごいなと思って尊敬しています。今年はいよいよ本格的な小中一貫教育の実施ということで、「学園」ということを意識された計画が全面に出され、本当に進んでいっているなど感じているところです。大変忙しいと思いますが、1つだけ教えていただきたいのが、前年は次長が出張で行かれたり、国際交流の取組がなされているわけですが、そういうことは今回の重点の中に直接には入っていないのですか。

〈松本総括指導主事〉

学校教育の中に入れ込むのはなかなか難しいのです。説明が不十分で申し訳ありませんが、12ページに国際理解教育という項目があり、国際交流との関わりで言いますと、この国際理解教育のところを重視するというので、教育活動全体を通して、自分の考えを持ち、わかりやすく相手に伝える力を養うとともに、AETなどを有効に活用することで、外国の人々とのコミュニケーション能力の育成に努めるという部分を重点とさせていただき、右の方のコメント欄に、来年度以降の国際交流等の進展も踏まえて強調とさせていただいています。入れ込むとすればこのあたりになるかと思って、させていただいています。

〈文珠委員〉

京丹後市の全体的な計画の推進ということで、そういう表現になるかなと思います。

学園の特徴を生かした学園の計画を立てて、それを評価なり検証をするとなっています。学園の中でたぶんこういうことの具体的な計画が出てくるのだろうなという気がしています。それぞれの学園の特徴を生かした、生き生きとした計画が出されることを望むわけですが、いつ頃計画が出てきて、評価ということがなされるのか教えていただきたい。

〈松本総括指導主事〉

一斉に実施ということになりますし、先行している中学校区では、学校評価として毎年、年度当初に今年度の重点等を掲げて教育活動を進めるわけですが、その学園版という形で、年度当初に学園としての重点を掲げて、この目標に対してどんな手立てを打っていくのか、どんな評価をどんな場面でしていくのかというような、学園の評価計画を立ていただき、それに沿って評価・検証していくというところを積極的に進めていこうと考えています。

〈文珠委員〉

だいたいそれは夏までにということですか。

〈松本総括指導主事〉

もう、そういう段階に来ていますので、各年度当初にそういうものを作っていただくということで、小中一貫教育実施の手引きというものの中にも、そういうものを積極的に活用して、検証していくことを入れています。

〈森委員〉

6 ページの、小中一貫教育の推進の（7）ですが、地域連携推進協議会の設置を進めるということですが、今年度までに小中一貫校をしているところは既に協議会が立ち上がっているのですか。

〈松本総括指導主事〉

一番始めにモデル校として実施している峰山学園については、本年度当初から立ち上がりまして、具体的に学校地域の連携協議会という形でボランティアも動きながら、取組をモデル的に進めています。

それを踏まえて網野学園が、来年度の当初からの設置に向けておおよその骨格ができあがったところです。

その他の学園については、来年度からできるだけ早い段階での設置を目指すということで、ここにも重点とあけて、喚起をしているところです。

〈野木委員〉

質問です。今の2号議案というのは、「学校教育の指導の重点」改正点比較対照表の提案なのですか。40 ページからなる「平成28年度指導の重点」とは関係がないのですか。

〈松本総括指導主事〉

比較対照表の右の部分が「平成28年度指導の重点」になりますので、こちらから言っていただけでも結構です。

〈野木委員〉

わかりました。改めまして質問させていただきます。

「平成28年度指導の重点」の29 ページに、「教職員の使命と責任」という項目がありまして、その中に「教職員の健康状況に留意し、」とありますが、今までも、小中学校の先生方が遅くまで仕事をされているという議論がされてきました。確かに、学校サイドでの取組みも非常に大切だとは感じていますが、先生方は、児童生徒の保護者に求められると、解決しようと、職務として当然そういう気持ちをもたれると思います。教育委員会サイドからこういった提案ができるかどうかは分かりませんが、一般住民の目から見た場合、保護者の方も、教職員の健康問題、勤務体系について、理解と言いますか、汲んでいただけるような訴えかけも必要ではないかと感じました。

〈松本総括指導主事〉

実際そのとおりだと思います。子どもと向き合う時間を作って、そこが多く生まれることによって、教職員が児童生徒をじっくりと指導をしていくところに本来の任務がなされなければならないと思いますので、そういう意味において、保護者にそうした教育のあり方等について、積極的な啓発をしていく必要があると考えています。

〈梅田教育理事〉

そういうことを言っていて本当にありがたいです。なかなか難しい課題になって

いまして、学校での工夫や、運営上の工夫などをしていただいているところです。教育委員会の方でも、こういう方向でどうだろうと出させてもらっているのですが、なかなか結果としてはうまくいかない。保護者のみなさんにどう考えてもらうかは難しい部分があるのですが、教職員の現状についても何か考えていかなければならないということで、保護者の方にも知ってもらうことも必要かなと思っています。何らかの手立てを検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

<野木委員>

地域一帯で教育をしていこうということは、教育現場の方だけでなく地域の方にもそういう認識は芽生えて、推進されている地域、京丹後なら全ての地域だと思いますが、そういう中で、学校サイドばかりではなく、地域から先生方に対するフォローの気持ちも生まれるべきだと思いますので、PTAの方々の理解だとか、そういうきっかけも含めて推進していくべきだと思いますので、よろしくお願いします。

<森委員>

ひとつ教えてください。10ページのディベートとは何ですか。

<松本総括指導主事>

ディベートというのは討論というふうに訳されていますが、通常の討論ではなく、賛成派と反対派といったいわゆる裁判みたいな形ですが、肯定派と否定派というような形で役割をきちっと決めた中で、その役割に沿って論理的に討論していくというものをディベートと言います。端的に言えば討論だと思っていただければと思います。

<森委員>

わかりました。

<吉岡教育次長>

今後、英語教育でディベートを取り入れてはどうかという話が出ています。英語で言い合いつこみたいなことをする。

<森委員>

日本語でも難しいかも知れませんね。

<野木委員>

ディベートに関しては昨年の教科書選定のいろいろな会議の中でも、教科書そのものにディベートを取り入れたようなものが随分選定されたようですので、ディベートの教育というのは本当に必要だと思います。是非ここの重点をお願いしたいと思います。

<松本総括指導主事>

ご指摘のとおり、まさにそういうものが主体的な学びと言いますか、そういうところで力を付けていくことがこれからの子どもたちに求められるということで、京丹後市も次期の学習指導要領の主力であるとは言いながらも、早めにそういうところへは向かっていこ

うと考えています。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第2号「平成28年度「指導の重点」について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきまして教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について」説明をさせていただきます。

全国学力・学習状況調査は平成19年度から実施されていますが、平成22年度から24年度は全ての小中学校ではなく、国においては抽出校の調査となっておりました。本市では、それぞれの学校の課題を整理し、学校で重点をおいて取組んできたことの結果把握等を行うためには、全小中学校で実施する必要があることから、市の費用において、抽出校以外の学校も実施することとし、全校調査を行ってきていました。そのような中、国において、改めて26年度から全校調査を実施しています。

28年度については、別紙実施要領のとおり、対象科目については小学校6年生は国語と算数、中学校3年生は国語と数学となっており、本市においても全児童生徒を対象として実施する調査に参加することとします。

本年度実施しました理科については、文部科学省は、過去の専門家会議で3年に1回の実施が妥当としてまとめられていることから、それを踏まえているものと思われま

す。28年度の実施日は、児童生徒に対するものは4月19日火曜日、学校に対するものは4月の実施とされています。

なお、調査は地方教育行政法第21条第17項の規定により教育委員会の職務権限とされており、本年度から市教育委員会の判断において市全体の結果、また学校ごとの結果について公表を行うことと、学校に対し公表するよう指示することが可能となりましたが、

本市では教育委員会議で協議いただき、市全体の数値と分析結果、また今後の改善方策も併せて、市の広報により公表したところです。

この公表に係る点については、28年度の取り扱いについては、基本的には本年度と同様にしたいと考えていますが、他市の状況等も踏まえ、改めて教育委員会議で審議をいただくこととし、本日の委員会においては平成28年度全国学力・学習状況調査の参加についてのみ、ご審議いただきたいと思います。

また、28年度は経年変化分析調査が5月から6月にかけて実施されますが、これは、国全体の学力の状況について、経年変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てるものであり、文部科学省が抽出した学校で行います。25年度に続いて2回目の調査になり、前回は、本市では久美浜中学校が実施していますが、28年度については連絡がないため、抽出校があるのかないのかも不明ですので、連絡がありましたら、改めて報告をさせていただきます。

なお、この調査については、国が公表するもの以外は、市教育委員会や学校が公表を行わないこととなっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第3号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

実施はもちろん良いことですし、評価だけが前に出るのは良くないと思いますが、どの辺りまで到達しているのかということがよくわかって、今後の先生方の目標になったら良いなと思います。お尋ねしたいのですが、今年度実施された全国学力・学習状況調査について、広報に掲載されていましたが、数字だけが先に進んでしまわないか私たちはそれを懸念していたのですが、広報に出てからの反響というようなものは何かありましたか。

<松本総括指導主事>

昨年度は初めてということもあり、反響がいくつかありましたが、今年度についてはあまり聞いていません。

<吉岡教育次長>

教育委員会にも特に問い合わせはありませんでした。

<野木委員>

私は、資料2のIの調査目的の趣旨に賛同して、参加することに賛同します。

<小松委員長>

他にございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

次に、議案第4号「京丹後市奨学金条例の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第4号「京丹後市奨学金条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

昨年創設しました京丹後市谷口謙・未来応援基金を活用し、新たに奨学金の貸し付けを行うため、必要な改正を行うものです。

貸し付けを行う奨学金については、修学支援金と入学支度金の二種類とし、修学支援金は大学等に在学する間における授業料その他の修学に要する資金、また入学支度金は大学等に進学しようとする者に対し、入学金その他の入学に要する資金を貸し付けるものです。この二つの貸付奨学金は同時に受けることができるとしますが、給付奨学金とは同時に受けることができないものとしています。

なお、貸し付けの対象は、従前からの給付奨学金の対象者と同じとしています。

改正文について、説明させていただきます。

新旧対照表の右側の改正案の方をご覧ください。

第1条では趣旨を規定していますが、基金条例に基づく奨学金であることに改めています。

第2条では、用語の定義を規定しています。

第3条では、奨学金の種類と、額については予算の範囲内において規則で定める額とすることを規定しています。

第4条では併用の禁止を規定しています。

第5条以降は一定の文言整理を行っています。

なお、施行期日は附則第1項で平成28年4月1日からするとともに、第2項において、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を行っています。これはマイナンバーのことです。この内容は、別表第1に掲げる教育委員会が利用する個人番号の事務及び別表第3に掲げる教育委員会が情報提供を受ける市長からの特定個人情報の事務の規定を改めています。

なお、承認をいただきましたら、3月議会に上程をさせていただくこととします。

また、条例改正に伴い施行規則の改正が必要となりますが、これについては次回の教育委員会で提案させていただくこととしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第4号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

とても必要な条例だと感じています。施行が平成28年4月1日ということですが、入学支度金は来年からという考えですか。

〈吉岡教育次長〉

4月1日施行ですので、平成28年4月の入学者については間に合わないので、平成29年度の入学予定者からが対応になると思います。ただ、今のところ検討しているのは、入学支度金以外の修学資金については、平成28年度の在校生についても対応させていただきたいと思っていますので、平成28年度4月の入学者も該当することになると思います。

補足します。資料に付けていますチラシの内容が、今検討している概要なのですが、規則改正を伴いますのでこの内容を次回の教育委員会議で説明をさせていただきたいと思っています。今日は、主に貸し付けの奨学金を行うことについての承認をいただけたらと思います。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第4号「京丹後市奨学金条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第5号及び第6号の2議案は、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認めます。

よって議案第5号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第6号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この2議案につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第5号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

学校再配置に伴い、平成28年3月末をもって閉校となります五箇小学校の施設について、施設全体の跡利用については学校づくり準備協議会、関係区等と協議を行っており、現在、利用方針が決まっていないので引き続き検討することとしていますが、体育館及びグラウンドについては、地元区等との協議を受け、社会体育施設として設置するものです。

なお、管理については地元協議をさせていただいているところですが、地元区等への委託を検討しているところです。

また、弥栄柔剣道場について、施設が弥栄中学校の敷地内にあり、学校の授業やクラブ活動に主として使用し、日々の管理も、実質、中学校で行っている状況であることから、社会体育施設から削除し、弥栄中学校の施設とするものです。今後は、社会体育で使用したいことがあった場合は、学校体育施設等の利用等に関する条例に基づき、学校開放施設として使用いただくこととなります。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

第2条で社会体育施設の名称と位置を規定していますが、京丹後市五箇体育館と五箇グラウンドを追加し、位置はそれぞれ学校の所在地を規定するとともに、京丹後市弥栄柔剣道場を削除するものです。

別表にそれぞれの施設ごとに利用料を規定します。使用料の額については、他の社会体育施設の使用料と同額とします。

施行期日については、附則で平成28年4月1日からとします。

なお、承認をいただきましたら、3月議会に上程をさせていただくこととします。

続きまして、議案第6号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

前議案で提案しました五箇体育館及び五箇グラウンドの設置に伴い、利用時間を規定しています第3条に追加するとともに、第23号の弥栄柔剣道場を削除するものです。

なお、五箇体育館及び五箇グラウンドの利用時間は、他の社会体育施設に合わせ、午前8時30分から午後10時までとします。

施行期日については、条例に合わせ平成28年4月1日とします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第5号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

次に、議案第6号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第5号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第6号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第7号「京丹後市特定教育・保育における実費徴収に係る補足給付費支給要綱の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第7号「京丹後市特定教育・保育における実費徴収に係る補足給付費支給要綱の制定について」説明をさせていただきます。

本年度から実施している子ども・子育て支援制度における地域子ども・子育て支援事業の一つとして、子ども・子育て支援法及び京丹後市子ども・子育て支援事業計画に基づき、低所得世帯を対象に特定教育・保育における実費徴収に対する給付費を支給しようとするものです。

要綱の内容を説明します。

第1条では目的を、第2条で定義を、第3条で支給の対象者を規定しています。対象は、生活保護法の被保護世帯、中国残留邦人等に関する法律の支援受給世帯の支給認定保護者と、生活保護世帯に準ずる低所得世帯とします。

第4条では給付費の対象費用、第5条で給付費の限度額を規定していますが、この限度額は国の基準を適用しています。

第6条から第8条では支給申請、決定関係を規定し、第9条ではその他を規定しています。

なお、施行期日については、本日承認いただきましたら本日からとし、本年度から適用することとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第7号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<文珠委員>

似たような法制度として、要保護・準要保護への支援がありますよね。そちらも両方受けられるということになるのかと思いますが、今の世の中、将来的にも経済状況は良くないと聞いていますので、こういう世帯が増えていく傾向にあるのだろうと考えるわけですが、予算は確保されているのでしょうか。申請を受けたら何件でも支給できるという考え方でよろしいのでしょうか。

<吉岡教育次長>

要保護・準要保護については基本的には学校のことで、今回提案させていただいているのは幼稚園と保育所の関係です。

今までは、例えば、保育所の給食費は公費になりますが日用品費、幼稚園の給食費や日用品費・文具等の購入に要する費用等について支給がなかったのですが、今回の法律改正で低所得世帯に支給できることとなります。低所得世帯と言っても今回は限定があり、生活保護基準に該当するような世帯しか認めていませんので、所得が随分低い方への対応しきれない法律になっています。

就学援助制度の方は市町村が認定する形になっていますので、本市の場合、生活保護基準の1.3倍を対象としていますので、結構な該当者がいるのですが、生活保護世帯を基準にするとそんなにたくさんの人数にはならないのではと思っています。

保育所に来ている子どもたちが生活保護世帯かどうかということは一定把握できていますので、それに合った形で予算化はさせていただいているところです。

<小松委員長>

他にございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第7号「京丹後市特定教育・保育における実費徴収に係る補足給付費支給要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

次に、議案第8号から議案13号の6議案は、マイナンバー制度導入に伴う規則及び要綱の一部改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認めます。

よって議案第8号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」、議案第9号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」、議案第10号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の一部改正について」、議案第11号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」、議案第12号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について」、議案第13号「京丹後市病後児保育事業実施要綱の一部改正について」の6議案を一括議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

<米田教育長>

この6議案につきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第8号から議案第13号までは一括提案をさせていただきます。

これらの議案は、京丹後市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例が本年1月1日に施行されたことに伴い、関係する施行規則又は要綱の一部改正を行うものです。

議案第8号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」説明させていただきます。

この条例施行規則は、保育給付の支給認定や保育利用の申請等について規定していますが、申請様式の中に個人番号の記載欄、本人確認のための提示書類等を規定するなど、必

要な改正を行うものです。

続いて、議案第9号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」説明させていただきます。

この要綱は、幼稚園で保育時間外に行う預かり保育の実施について規定していますが、申請様式等の中に個人番号の記載欄、本人確認のための提示書類等を規定するなど、必要な改正を行うものです。

続いて、議案第10号「京丹後市立延長保育事業実施要綱の一部改正について」説明させていただきます。

この要綱は、市立保育所で通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育の実施について規定していますが、申込書の中に個人番号の記載欄、本人確認のための提示書類等を規定するなど、必要な改正を行うものです。

続いて、議案第11号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」説明させていただきます。

この要綱は、緊急時の保育、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担等に対応するために行う一時預かり事業の実施について規定していますが、申請書の中に個人番号の記載欄、本人確認のための提示書類等を規定するなど、必要な改正を行うものです。

続いて、議案第12号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について」説明させていただきます。

この要綱は、保護者の疾病等の理由により家庭で児童を養育することが困難となった場合、児童を乳児院等で一定期間養育等を行う短期支援事業の実施について規定していますが、申込書の中に個人番号の記載欄、本人確認のための提示書類等を規定するなど、必要な改正を行うものです。

続いて、議案第13号「京丹後市病後児保育事業実施要綱の一部改正について」説明させていただきます。

この要綱は、病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童を一時的に保育する病後児保育事業の実施について規定していますが、申込書の中に個人番号の記載欄、本人確認のための提示書類等を規定するなどのほか、必要な改正を行うものです。

なお、これらの6議案の一部改正の施行期日については、本日承認いただきましたら、本日からとさせていただきます。

基本的には、様式の中に個人番号の記載欄を追記させていただくことと、提出等に必要な書類の提示を求めるということを記載させていただくものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

ただ今、規則及び要綱の一部改正につきまして、6議案の説明をいただきました。

まず、議案第8号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<小松委員長>

次に、議案第9号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第10号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

次に、議案第11号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

次に、議案第12号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

次に、議案第13号「京丹後市病後児保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第8号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第9号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第10号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第11号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第12号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第13号「京丹後市病後児保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

引き続きまして、追加議案ということで、議案が1件準備されております。

議案第14号「京丹後市放課後子ども総合プラン行動計画編の策定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきましては吉岡子ども未来課長の方から提案します。

〈吉岡子ども未来課長〉

議案第14号「京丹後市放課後子ども総合プラン行動計画編の策定について」を説明させていただきます。

提案理由は、京丹後市放課後子ども総合プラン行動計画編の策定について、京丹後市教育委員会事務委任規則第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を必要とするためです。

資料にあります、京丹後市放課後子ども総合プラン行動計画編（案）について説明させていただきます。

まず1ページ目、1. 計画策定にあたってということで、(1)で計画策定の趣旨を記載しています。この行動計画編については、昨年3月に策定しました京丹後市子ども・子育て支援事業計画を補完する内容です。策定の段階において、国から、放課後子ども総合プランの趣旨を示されるタイミングが少し遅かったもので、内容的には検討するという文言に留めていましたので、それを補完するために本年度計画を策定させていただいた内容です。

続きまして(2)は放課後子ども総合プランの目的です。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとため、放課後児童クラブと連携して事業を行うという内容です。就労支援という側面もあり、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるというものになっています。

(3)は二つの事業の比較ということで、事業名や所管等を比較しています。まず放課後児童健全育成事業とは現在実施しています放課後児童クラブのことで、所管は厚生労働省です。右の方にあります放課後子ども教室推進事業が、これから取組んでいこうとする事業で、文部科学省の所管です。この二つの事業が関連し、放課後子ども総合プランとして実施していくということで、国の方からも就労支援を切り口に、各自治体で取組んでいただきたいというような通知が来ています。

実施場所はどちらも学校内で、放課後児童クラブは保育所内や市内の空施設なども現在使っています。大きく違うところは実施形態で、放課後児童クラブは現在年間250日以上開所して、夏休み等の長期休暇も実施していますが、放課後子ども教室の場合は概ね年間を通じて断続的・単発的に実施するということです。あとでご説明しますが、今のところ週1回から、もう少し間隔を置いた取組を想定しています。

2ページでは、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブのことを記載しています。この計画につきましては、現在実施している放課後児童クラブと、放課後子ども教室、この二つの関連がありますので、放課後児童クラブのことを改めて記載しています。中央に平成22年からの放課後児童クラブの取組の推移、(4)として下の表に、現在の放課後児童クラブの利用状況を示しています。現在、峰山から久美浜まで10ヶ所で実施しており、登録児童数は全部で391人です。

3ページでは、放課後子ども教室推進事業の状況ということで、(1)放課後子ども教室とはということで記載しています。

(2)事業の現状については、本年度から取組む内容ですので、まだ実施はできていません。ちなみに、この放課後子ども教室の制度としては、国の方では平成19年からスター

トしてしまして、全国の自治体での取組にはばらつきがあり、都市部の方では比較的实施してはいますが、町村部の方では取組がやや弱いというような状況です。

(3) 小学校一覧ということで、放課後児童クラブとの関係もありますので、平成27年度の状況で、峰山小学校からかぶと山小学校まで記載しています。そして、放課後児童クラブを学校内に設置しているところは、吉原小学校、長岡小学校、網野北小学校、網野南小学校の4ヶ所でありますので、その内容を付けています。

4ページ、放課後子ども総合プランの基本方針の(1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について記載しています。(1)のところは、昨年3月に策定した京丹後市子ども・子育て支援事業計画に記載されている事業量を改めて掲載をしています。利用は、小学校6年生までということになっています。

(2)ですが、一体型、連携型という文言が出てきますが、放課後子ども教室の、平成31年度までに達成されるべき目標事業量の見込みを示しています。このあたりからが新しい計画のポイントです。中央よりやや下にあります表は、平成27年度から31年度までの、取組の学校の数を示しています。上の方に放課後児童クラブの事業量を記載しているように、子ども・子育て支援事業計画には量の記載ということで、数値を入れた計画ということですので、例えば来年度からは3校、29年度に1校増えて4校、30年度さらに1校増えて5校、31年度は3校増えて8校ということで、31年度は19校のうち8校の42%の割合で実施していくという計画をしているところです。

(3)は、学校数と実施校の数を記載しています。少し似たような内容ですが、こういう書き方が国の方から指標として出されているのでお許しをいただきたいと思ひます。

5ページは、(4)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する具体的な方策等を記載しています。放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的または連携により実施する際の活動プログラムを企画する際には、放課後子ども教室のコーディネーターを中心としてプログラムを立案し、放課後児童クラブと運営内容の調整を行い、学校や地域の事情等も考慮しながら対応していくこととします。また、事業を実施する際には、児童の安全確保に配慮した人員配置やプログラムの作成を行います。こういった事業の取組にあたりまして、コーディネーターを新たに置いて進めるということです。

(5)では場所について示しています。小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策です。小学校には余裕教室がないこともありますが、その場合は、体育館、校庭、図書室等の一時的な利用も検討していくといった内容です。

(6)は地域の実情に応じた放課後児童クラブの実施に係る取組ということですが、放課後児童クラブは現在午後6時30分まで利用していただいていますので、今後も実情に応じて見直し等していくということです。

(7)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る推進体制と進行管理ということですが、この計画を策定するにあたりまして、「放課後子ども総合プラン運営委員会」を編成させていただき、その運営委員会で案についていろいろとご意見をいただいて検討させていただき、子ども未来まちづくり審議会の方に上げさせていただいて、1月18日の審議会で承認いただいたところです。なお、この内容については議会の方にもご説明させていただこうと思ひます。

わかりにくいと思ひますので、別の資料で説明させていただきます。放課後子ども教室の実施概要(案)という資料をご覧ください。

基本的な事項です。

目的は記載されているとおりです。

実施場所は各小学校内を基本とする。

実施時間等は、小学校の授業が行われる日の水曜日の放課後を基本とします。放課後児童クラブは月曜日から土曜日まで、それから夏休み等長期休暇も開催していますが、今回計画しています放課後子ども教室の方は、とりあえず水曜日を実施日として計画を進めることとしています。

参加者は、校区の小学校に通学する全校児童のうち、放課後子ども教室への参加を希望する児童で、放課後児童クラブを利用している児童も含まれます。

費用負担については、参加費は無料とし、ただし実費が必要な場合は実費をお願いします。

保険は、放課後子ども教室に参加する児童は、傷害・賠償責任保険に加入するものとして、今入っています学校スポーツ保険と同様に入っていただくことを想定しています。

活動プログラムですが、スポーツや文化の体験活動、交流活動、学習活動、昔遊びなどということで、具体的には体育館でのボールを使ったスポーツや、学習活動、宿題をすることもあると思いますし、昔遊びということで、囲碁や将棋など、地域の方が楽しめるような内容も検討できるかなと思っています。

次のページは、役員等ということで記載しています。

運営するスタッフですが、まず子ども教室の役員としてコーディネーターの設置を考えています。コーディネーターについては教室の運営、活動プログラムの企画、策定、総合的な調整。それから小学校、放課後児童クラブ、関係機関及び保護者との連絡調整。その下に支援員とありますが、コーディネーターが企画や立案をし、実際に子どもたちと一緒にプログラムを進めていくのは支援員ということにしています。こうした支援員の確保もコーディネーターさんの方でお願いしたいと思っています。それからボランティアさんも、児童の見守りであったり、授業によっては、この授業だったら行けるというボランティアの参加もしていただけたらと思っています。

報酬等については、コーディネーター、支援員さんに若干の報酬をお支払いさせていただくことを想定しています。

次に添付している、「放課後子ども教室」、それから「一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の取組」、さらに「放課後児童クラブと放課後子ども教室の事業の比較」これらについては国の資料ということで、参考に付けさせていただきました。

今年度は計画の組み立てをしまして、平成28年度から3校程度でスタートさせていただきたいと思っています。以上です。

<小松委員長>

議案第14号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

学校内でされるということですが、この放課後子ども教室というのは校長先生の責任になるのですか。

<吉岡子ども未来課長>

これは学校の事業ではありませんので、放課後ということで、校長先生や学校のそれぞれの先生方の責任の範囲から出ていると言いますか、一旦下校したあとという位置付けになっていますので、放課後子ども教室の事業で受けたところが責任を持つという位置付けにしています。

<森委員>

同じ校内ですが、ここまでは学校の責任、ここからは子ども教室の責任という線引きができるのでしょうか。

<吉岡子ども未来課長>

課題というふうに捉えています。一定、それぞれの子どもたちが学級として使っているホームルームについては出入りをしない。一旦そこからは出て、余裕教室という言葉がありました。そういう専用の部屋を学校内で準備いただけたところは、そこに入った段階で引き継いだという格好になります。どうしても余裕教室がない場合は、例えば今日は体育館に集まって、そこに荷物を置いて何か授業をするというような格好を想定しています。

<森委員>

全校生徒が対象ということですが、帰る子どももいるし、放課後子ども教室に行く子どももいるし、放課後児童クラブに行く子どももいるという考え方で良いのですか。

<吉岡子ども未来課長>

おっしゃるとおりです。毎週か隔週になるかはまだわかりませんが水曜日の午後を想定してしまっていて、当然そのまま帰る子どももいますし、子ども教室へは年度での登録を想定してしまっていますが、家の都合や、もしかしたら今日のメニューはあまり得意ではないからといった都合で、登録していても来ない場合も想定しています。水曜日でしたら、放課後が2時30分から4時15分か4時30分までになるかと思いますが、その間の実施を想定しています。それからさらに、下校する子と、放課後児童クラブへ行く子どももあるというのも想定しています。

<森委員>

今、安全ボランティアとかで、地域の方にお世話になって、ほぼ一斉下校みたいな形になっていると思いますが、それが二段階になるというようなことも想定されるわけですね。

<吉岡子ども未来課長>

安全を最優先に意識していますが、時間によってはそういうことも想定をされます。その時に、細かい話ではありますが、一斉下校であれば上級生と一緒に帰ることができますが、上級生が放課後子ども教室に参加せずに低学年だけが参加する場合、低学年の子だけで帰るということがはたしてどうなのかということは考えるべきであると思っています。

<森委員>

何年もかけて、安全ボランティアの取組がかなり充実してきていると思うのですが、いろいろなことが入ってくることによって、せっかく確立したものが損なわれないように、是非子どもの安全確保についてはお願いしたいと思います。以上です。

#### <野木委員>

こういう事業を決めて、推進していこうということが決まったわけですから、当然こういう提案があることは承知をしているのですが、子どもたちのためにやっていることが、得てして現場で複雑になりすぎて、逆に不安をあおるような仕組みを作ってしまうようなことがあると思うのです。

当然この資料の中では区分けしてわかるのですが、実際子どもたちを受け入れる側としては、どうなのでしょう、安全に関することというのが、本当にスムーズに行くのだろうかということが非常に心配な面があります。やってみないとわからないという部分もありますが、事が起こると取り返しのつかないことになるので、おそらく、帰りのバスも出されると思いますが、そういうところも一つ一つ積み上げて慎重にしないと、しっかりとした提案はなかなかできないと思います。今、資料を読んでも、本当に大丈夫かなという不安がありますので、そこだけお伝えしておきます。

#### <吉岡子ども未来課長>

ありがとうございます。安全は何事にも代え難いものですので、慎重にしなければならぬと思っています。

4ページのところで少し説明させていただきますが、教育の機会均等ということがありますが、一方でバスでの送迎が非常に多用になっています。財政的な見地もあり、いくらでも使用できるということではありませんので、慎重に進めさせていただきたいということで、本来、100%を目指さないのかというご指摘もあろうかと思いますが、そういう課題があるということは私どもも認識していますので、無理がないところで、まず平成31年度までの5年間では、半数とまではいきませんが、そこまで取組んでいき、この子ども・子育て支援事業計画といったものは、また5年後改めて策定されると思いますので、次の5年間なりで8校が19校まで伸びるのかをチェックしていくということで、少しパーセンテージは42%と低いですが、そういう意味でご指摘にあったように安全に配慮し、慎重に進めたいと思っています。

#### <吉岡教育次長>

補足します。国の考え方では全ての学校に放課後子ども教室を検討するよという指示が来ているのですが、今までいただきましたいろいろな指摘事項を踏まえると、なかなか難しいという考えを持っています。できるところから、少しでも課題が少ないところからやっということで、一定の整理はしなければならないと思っています。

今回、行動計画はこういう形で策定させていただきたいということで提案させていただいているのですが、実際の実施については、予算が伴うことや、体制の整備、コーディネーターやボランティアの方が実際に関わっていただける体制がすぐに組めるのかということもありまして、そこも含めて、今後実際の取り扱いはい具体的に検討していかなければならないと思っています。

また、28年度予算は、今年が市長選挙の関係で骨格予算となっていますので、選挙後

にならないと新規事業になかなか取り組めないということです。この事業についても秋以降の実施を目標に取り組んでいくということで今は検討しています。

〈小松委員長〉

他にご質問はございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第14号「京丹後市放課後子ども総合プラン行動計画編の策定について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

以上で本日の議事は全て終了致しました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈吉岡教育次長〉

① 「共催」・「後援」申請に係る1月期承認について

〈学校教育課〉

① 2月学校行事予定について

〈小松委員長〉

全体を通して、何かご質問ございませんか。

〈小松委員長〉

以上で第2回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

〈小松委員長〉

事務局から確認事項がございますか。

〈吉岡教育次長〉

先ほど提案させていただきました奨学金の関係です。規則の改正等については次回ご確認いただくということで進めたのですが、市長とも具体的なことをいろいろと検討してい

ますので、その状況を踏まえて内容を少し説明させていただきたいと思います。

〈中村教育総務課長〉

具体的には施行規則で謳っていくことになりますが、今日資料として概要を説明できるものを付けさせていただいていますので、今考えていることについて簡単に説明させていただきたいと思います。

現在、高校生に月5千円、大学生に月1万円の給付型の奨学金の制度を持っているわけですが、谷口謙先生からいただきました1億円の寄付金を原資と致しまして、新たに貸付型の奨学金制度を創設しようというものです。その中身を紹介させていただきます。

前提として、谷口先生からの「経済的に苦しい学生に」というご意思もありますし、今大学等に行くには非常にお金がかかるということがあり、高校から大学へ進学する時の資金として応援をしていきたいと考えています。

基本的に2つに分類しています。1つは、入学の支度金というものを創設したいということで、一番下の表に国公立・私立のそれぞれ文系・理系に分けた入学料や授業料等の平均の金額を入れていますが、例えば大学等に入学する場合に、そのほとんどが都会へ引っ越しをして進学するというふうになっていますので、入学でかかる費用が30万円ほどになるようですが、これプラス、住む所を借りるために当初に必要な金額等も想定しまして、最大で1人70万円以内で入学支度金として貸し付けを考えているところです。

もう1つの貸付型奨学金につきましては、いわゆる通常の奨学金です。経済的な理由ということで貸すわけですが基本的に無利子の奨学金というのは、国の制度や、府や企業や団体でいろいろな奨学金を持っておられるわけですが、特に大学生で利用が多いのは日本学生支援機構、昔で言います日本育英会ですが、その奨学金を借りる人が大半ということがあります。日本学生支援機構の奨学金の中には一種と二種の分類がありまして、一種の場合は無利子で奨学金が借りられるというもので、一定の成績要件などもありますが無利子の奨学金を借りられる方につきましてはそちらを借りていただくことを前提とし、その奨学金は私立の自宅外通学で借りる最高額が年額で約80万弱ですので、それでもなおかつ毎月の生活に不足する分がありましたら、その分を申請していただいて貸していこうというものと、さらにはそういった無利子の奨学金には該当しない、例えば成績要件で該当しないという場合もあると思いますが、そういった方は有利子の奨学金である二種の奨学金が借りられるわけですが、そういった方々に無利子の奨学金で借りてもらえるような支援をしていこうというふうを考えているのが貸し付けの奨学金です。

一定所得の基準や成績要件もありますが、こういったことで日々の学生の生活を支援していきたいと考えているところです。限度額も年額の100万円以内ということで想定しています。ただし、無利子の奨学金を申請している方については、そこで借りてもらっている部分を差し引いた額ということでご案内していこうとは思っていますが、そこに該当しない方については最高額ということで100万円以内を想定させていただいています。

そういった多額の経費をご利用いただくということがありますので、選考については書類審査に限らず、勉学に対する意欲や、実際の家庭の経済状況なんかもお聞きをするような面接もしながら選考していきたいと考えているところです。

償還については、卒業後10年以内ということで案内をしていくというものです。ただし、移行措置として平成28年度については、既に入学の目前ということもあり、先ほどの次長の話にもありましたように入学支度金という部分ではこれから募集ということには

なりませんので、既に大学に入学された方、もしくは在校生の方について一定募集をしていきたいと思っていますし、平成29年度に入学を希望している受験生についても入学支度金は募集をしていこうと考えているところです。

毎年3人程度とここでは括弧書きをしていますが、来年度一定の予算を確保しまして、最高額にしますとこれぐらいの人数になりますが、実際に借りたいという金額は希望に準じていこうと思っていますので、予算の範囲内で少しでも多くの人に使っていただけるような奨学金にしていく予定をしています。

以上のようなことを考えており、次回の臨時会の時には施行規則の中に謳いまして、教育委員会で審議をお願いしたいと思っていますのでよろしくお願い致します。

#### <吉岡教育次長>

現在ある給付型の奨学金は高校生は月5千円、大学生は月1万円で、言い方は悪いですが、それぐらいの金額です。ですから、給付奨学金をもって大学に行こうということはほとんど考えられず、経済的に苦しい方のための補完的な意味の給付金だったのですが、谷口先生は、勉強をしたくても経済的に苦しくて大学に行けないというような、本当に経済的に苦しい家庭を支援してあげたいという思いがありまして、高校の先生との協議の中でも、民生委員さんとの協議の中でも、実際ひとり親家庭なんかでは、経済的に苦しいので大学進学を諦めたという家庭もあるようですので、この奨学金を借りることによって大学に行けるといような支援をしたいということですから、あまり少ない金額ではなく、実際にこの額を受ければ大学へ行けるとい形の奨学金の貸し付けにしたいという思いがあります。ですから、金額も結構な額でして、年間100万円を4年間貸しますので400万円。それから、支度金を借りる人は70万円以内ですので、最高で470万円まで借りられるような奨学金の貸付金になります。反対に返す時は大変かなという思いもありますが、それぐらいの覚悟を持っておられる方を支援したいということで、今は制度設計をしています。

これぐらいしようと思うと、反対に、原資も1億しかないという言い方になります。ですから、新規の貸付は毎年3人程度でないと資金が回らないかなという思いがあり、滞納があったりするとさらに無理かなという思いもありますが、それぐらいの程度で考えていこうかなと思っています。

もちろん勉学に対する意欲も確かめたいですし、本当に経済的に苦しいかどうか、税の申告みたいな書類だけではなくて、実際に話を聞く中で、経済的なことも把握しながら決定をしていきたいと思っています。面接も結構大変かなと思いますが、そういうことも踏まえて考えているような状況です。

#### <森委員>

必ず返還されるのでしょうか。10年間という返済期限で、最大470万円借りて返すとなるとかなり大変ですね。

#### <中村教育総務課長>

年に47万円返さなければならぬということは、月に4万近く返さなければなりません。

〈森委員〉

それも覚悟のうえで借りるかどうかということですね。大学は卒業したけれど、ちゃらんぼらんみたいなことだったら、とんでもないですね。

〈吉岡教育次長〉

そのようなことがないように、面接をして意欲の確認をしたいのです。

〈森委員〉

入学してからどんな誘惑があるかわかりません。

〈吉岡教育次長〉

何が起こるかわかりません。また、就職してからでも何が起こるかわかりませんので、返せないという状況がある場合もあるかなと思います。身体的な病気もあるかも知れないし、就職先が潰れるということもあるかも知れないし、何かあるかわかりませんが、そういうことを踏まえて、そういう形でしていかなければならないと思っています。

〈小松委員長〉

連帯保証人を取るのですか。

〈中村教育総務課長〉

はい、連帯保証人も付けてもらいます。

〈小松委員長〉

以上のような内容で、次回の臨時会で提案されるということです。

そのほか、確認事項等ございますか。

〈中村教育総務課長〉

それから、もう2点、3点お願いしたいと思います。

この件や、子ども未来課の関係もあり、2月中に臨時会をお世話になりたいので、日程調整をさせていただきます。

【今後の臨時会・定例会日程調整、卒業式について】

【学校教育課 閉校式について】

〈小松委員長〉

これをもちまして第2回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

〈 閉会 午後5時00分 〉

[ 2月臨時会 平成28年2月16日(火) 午後12時30分から ]

[ 2月臨時会 平成28年2月26日(金) 午後6時30分から(議会終了後) ]

[ 3月定例会 平成28年3月2日(水) 午後3時から ]